

ホームページバナー広告掲載仕様書

(1) トップページアクセス件数 約2万6千件(令和6年度月平均)

※ホームページ総アクセス数 約300万件(令和6年度)

(2) バナー広告の掲載位置は、市公式ホームページのトップページの中段および下部とし、掲載順はあいうえお順に表示するものとする。

(3) 掲載期間は1箇月単位とし、連続最大12箇月掲載可能とする。

(4) 広告掲載枠は、原則15枠を募集する。

(5) バナー広告1枠のサイズは、縦80ピクセル×横250ピクセルおよび縦50ピクセル×横166ピクセル、100キロバイト以内で、GIF(アニメ可、透過GIF不可)、JPEG、PNG形式によるものとする。

(6) バナー広告の配色は、他の記事との調和を図り、調整した色とする。

(7) 毎月末を申込期限とし、翌々月以降から掲載可能とする。

(例:9月15日申請分は、10月初旬に審査後、11月以降に掲載可能となる。)

広告主は、南島原市広告掲載申込書(様式第1号)とバナー原稿データを総務秘書課に提出し、審査会の審査を受け、広告開始となる。

(8) 最終校正には、広告主と総務秘書課で綿密な調整を行うものとする。

(9) 広告掲載料は、1枠5,000円/月とする。